

身体拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人

障がい者自立生活センター「ほっと大仙」

1. 理念

身体拘束は、利用者の生活の事由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻害するものです。特定非営利活動法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」（以下、法人という）は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

2. 事業所としての方針

法人は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化せず、身体拘束の必要性を除くよう努めます。

① 定期的な教育および研修の実施

職員一人ひとりが身体拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち身体拘束等をすることがないよう、定期的に教育・研修を実施します。

② 事業所全体の資質向上

管理者・サービス管理責任者等、責任ある立場の職員は率先して施設内外の研修に参加し、他職員に伝達研修を実施するなどして、事業所全体で身体拘束のリスク除外について習熟に努めます。

③ 新任者に対する身体的拘束の廃止および改善のための研修の実施

事業所に新任者が就任する場合には、定期的な教育および研修とは別に、新任者に対して身体拘束の廃止・改善のための研修を実施します。

3. 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のための体制を維持および強化します。

① 身体拘束等適正化委員会の設置および開催

身体拘束等適正化委員会（以下、委員会）を事業所ごとに設置し、各事業所での身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認および改善を検討します。委員会は年2回の頻度で開催します。

② 委員会の構成

別紙参照

③ 委員会の検討項目

(ア) 前回の振り返り

(イ) 3要件（切迫性・非代替性・一時性）の再確認

(ウ) やむを得ず身体拘束等を実施する可能性がある利用者に対する代替案に関する検討

(エ) 意識啓発や予防策等必要な事項の確認および見直し

(オ) 今後の予定（委員会・研修の開催等）

(カ) 今回の議論のまとめ・従業員間の共有

④ 記録および周知

委員会での検討内容を記録し、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について従業者に周知徹底します。

4. 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束等適正化のため、従業者について、職員採用時のほか、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施日・実施場所・内容・参加者等を記載した記録を作成します。

5. 緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合の対応

① 3要件の確認

- (ア) 切迫性・・・利用者本人または他利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (イ) 非代替性・・・身体拘束等を行う以外に代替する支援方法がないこと
- (ウ) 一時性・・・身体的敵拘束が一時的なものであること

② 要件の合致確認

利用者の態様を踏まえ、身体拘束等適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し、解除へ向けて取り組みます。

③ 記録等

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に本人およびご家族等へ説明し、書面で確認を得ます。

- (ア) 拘束が必要となる理由
- (イ) 拘束の方法（場所・行為・部位・内容）
- (ウ) 拘束の時刻および時間
- (エ) 特記すべき心身の状況
- (オ) 拘束の開始および解除の予定

6. 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施した場合若しくはしている場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の態様を記録し、適性化委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

7. 本指針の閲覧

本方針は、各事業所で全ての利用者および職員が閲覧を可能とするほか、利用者の保護者等が閲覧できるよう、事業所内掲示および法人ホームページへの掲載を行います。

附 則

この指針は令和4年4月1日から施行する。